

環境保全型農業直接支払交付金実施要領

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 農産第 4067 号
農 林 水 産 省 生 産 局 長

第 1 対象者

環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3817 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙第 1 の 1 の農業者団体等は、以下に掲げるとおりとする。

1 農業者の組織する団体

農業者（農業法人を含む。以下同じ。）の組織する団体（以下「農業者団体」という。）は、組織の規約及び代表者を定め、組織で銀行その他の金融機関において預金口座又は貯金口座を開設している、複数の農業者又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者により構成される任意組織であって、要綱別紙第 1 の 4 の農業生産活動等（以下「対象活動」という。）に取り組む農業者を 2 戸以上含むものとする。なお、複数の市町村において、同一の農業者団体が事業を実施する場合、同一都道府県（北海道にあっては同一総合振興局又は同一振興局）内の市町村又は異なる都道府県において隣接する市町村で実施するものとする。

2 農業者

単独で環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）の支援の対象となる農業者は、次に掲げるいずれかの者であって、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）が特に認めるものとする。

- （1）対象活動を行う農業集落（農林業センサスに定める農業集落をいう。以下同じ。）の耕地面積に対する当該対象活動の取組面積の割合（複数の農業集落で対象活動を行う場合にあっては、いずれかの農業集落における割合）がおおむね $1/2$ 以上となる者又は全国の農業集落の平均耕地面積に対する一の市町村内の対象活動の取組面積の合計の割合がおおむね $1/2$ 以上となる者

ただし、取組を行う作物（以下「主作物」という。）が土地利用型作物（稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいう。）以外の作物であるときは、「おおむね $1/2$ 以上」は「2 割以上」とする。

- （2）複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く。）

第 2 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員又は第 1 の 2 の農業者において、交付金の支援対象となる農業者（以下「支援対象農業者」という。）の要件は次のとおりとする。

- 1 主作物について、販売することを目的に生産を行っていること。
- 2 環境負荷低減のチェックシート（様式第 15 号）に記載された各取組について理解し、チェックした上で、提出すること。ただし、GAP 認証等を

取得している場合は、この限りではない。

第3 事業要件

要綱別紙第1の2の農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める事業要件は、全ての支援対象農業者が次の1から3までに掲げる活動のうちいずれか一つ以上を実施することとする。なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施することとする。

- 1 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
 - (1) 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - (2) 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
 - (3) 先駆的農業者等による技術指導
 - (4) 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
 - (5) ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- 2 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
 - (1) 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
 - (2) 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定
- 3 その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動
 - (1) 耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
 - (2) 中山間地及び指定棚田地域（別記8に定める地域をいう。以下同じ。）における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
 - (3) 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
 - (4) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
 - (5) その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

第4 対象活動

- 1 要綱別紙第1の4の対象活動について農産局長が別に定める要件は、次に定めるとおりとし、かつ、当該活動を主作物の適切な栽培管理と併せて実施することとする。

- (1) 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用

要綱別紙第1の4の(1)の取組のうち炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、主作物が永年性飼料作物である場合については支援の対象としないものとする。

ア C/N比10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること。

イ 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は 10 アール当たりおおむね 0.5 トン以上、水稻以外の場合は 10 アール当たりおおむね 1.0 トン以上の堆肥を施用すること。ただし、稲わら堆肥以外の堆肥については、10 アール当たりの施用量の下限値を 0.25 トンとし、水稻については 0.25 トンから 0.5 トンまでの間、水稻以外については 0.5 トンから 1.0 トンまでの間で、都道府県の栽培技術指針や施用基準等に応じて、堆肥の種類、作物ごとに施用量を一つ又は複数設定できるものとする。なお、当該施用量を新たに設定、廃止又は変更した場合、都道府県知事は、以下の方法により、施用量に応じた 10 アール当たりの交付単価を設定し、6 月末日までに、様式第 14 号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に届け出るものとし、届出があった場合、地方農政局長等は、農産局長に報告を行うものとする。

(ア) 別の堆肥の施用量を設定する場合は、当該施用量にあわせて(イ)の方法により国の交付金の 10 アール当たりの交付単価を算出し、この場合の国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの単価は、国の交付金の 10 アール当たりの交付単価の倍額とするものとする。なお、この調整を行う場合、最も低い交付単価にあわせて交付単価を設定することができるものとする。

(イ) 堆肥の 10 アール当たりの施用量を x トン（堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合 $0.25 \leq x \leq 0.5$ 、水稻以外の場合 $0.5 \leq x \leq 1.0$ ）とする場合、国の交付金の 10 アール当たりの交付単価は次の計算式により計算（計算結果は 100 円未満を切り捨てるものとする。）する。

水稻（円／10 アール）： $1,800 \times x \div 0.5$

水稻以外（円／10 アール）： $1,800 \times x \div 1.0$

ウ 土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。なお、支援対象農業者は、堆肥その他の使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。

エ 主作物が水稻である場合は、水田からのメタン排出削減に資する取組として、水稻を栽培する年度の長期中干し（水稻の生育中期に 14 日以上の中干しを実施する取組をいう。以下同じ。）又は水稻を栽培する前年度の湛水不実施若しくは秋耕（水稻の収穫後から湛水の 4 か月以上前までに耕うんを実施する取組をいう。以下同じ。）のいずれか 1 つ以上を実施すること。なお、長期中干しを実施する場合は、地域の生物相に応じ、地域単位では中干し時期の分散やビオトープの設置、ほ場単位では生物の避難場所となる江の設置を行うなど、水生生物への影響の緩和に努めるものとする。

また、これらの取組に加えて、その他都道府県知事が特に必要と認

めるメタン排出削減対策として別表 1 に掲げる取組を実施できるものとし、当該取組の申請手続については、別記 1 のとおりとする。

(2) 緑肥の施用

要綱別紙第 1 の 4 の (2) の取組のうち緑肥の施用は、カバークロップ（主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組。以下同じ。）、リビングマルチ（主作物の畝間に緑肥を作付けする取組）又は草生栽培（果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組）のいずれかの取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、主作物が永年性飼料作物である場合については支援の対象としないものとする。

ア 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること。

イ 適正な栽培管理（カバークロップの栽培期間については、春夏播きの場合はおおむね 2 ヶ月以上、秋冬播きの場合はおおむね 4 ヶ月以上とする。ただし、都道府県の栽培技術指針等で本栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることができるものとする。）を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壤に還元していること。なお、主作物が水稻である場合であって、水稻の栽培期間の前にカバークロップの取組を実施するときは、硫化水素等のガス湧きを防止するため、都道府県の栽培技術指針等に応じ、作物体のすき込みから湛水までの期間を可能な限り空けるよう努めるものとする。

ウ 主作物が水稻である場合は、水田からのメタン排出削減に資する取組として、水稻を栽培する年度の長期中干し又は水稻を栽培する前年度の湛水不実施若しくは秋耕のいずれか 1 つ以上を実施すること。なお、長期中干しを実施する場合は、地域の生物相に応じ、地域単位では中干し時期の分散やビオトープの設置、ほ場単位では生物の避難場所となる江の設置を行うなど、水生生物への影響の緩和に努めるものとする。

また、これらの取組に加えて、その他都道府県知事が特に必要と認めるメタン排出削減対策として別表 1 に掲げる取組を実施できるものとし、当該取組の申請手続については、別記 1 のとおりとする。

(3) 炭の投入

要綱別紙第 1 の 4 の (3) の取組のうち炭の投入は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに、支援対象農業者が購入した炭又は支援対象農業者が自ら製造した炭を施用する取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、主作物が永年性飼料作物である場合については支援の対象としないものとする。

ア 塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれている炭を使用しないこと。

イ 支援対象農業者が自ら製造した炭を施用する場合は、農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ、木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来又は木の実由来のものを原料として、当該原料を市販の炭化装置を用いて販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化した炭を使用すること。なお、自ら炭を製造する際には、廃棄物の処理及び清掃に関す

る法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定の適用を受けることがあるため、支援対象農業者は市町村の同法を所掌する部局と十分に協議を行うものとする。

ウ 10 アール当たり 50 キロ以上（又は 500 リットル以上（施用する炭がもみ殻くん炭である場合に限る。)) の炭を施用すること。

（４）総合防除

要綱別紙第 1 の 4 の（４）の取組のうち総合防除は、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、主作物が永年性飼料作物である場合については支援の対象としないものとする。

ア 「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について」（平成 17 年 9 月 30 日付け 17 消安第 6260 号消費・安全局長通知）に基づき都道府県が地域の実情に応じて策定する IPM 実践指標について、IPM を実践する上で必要な農作業の各工程における具体的な取組内容（管理ポイント）の 6 割以上の取組を実施すること。

イ 以下の取組のうちいずれか 1 つ以上を取組の効果の発現が期待できるよう実施すること。

（ア）除草剤を使用しない畦畔の雑草管理（水稻生育期間中に除草を行うこと。）（主作物が水稻である場合に限る。）

（イ）交信かく乱剤の利用（主作物が水稻以外である場合に限る。）

（ウ）天敵温存植物の利用（主作物が水稻以外である場合に限る。）

（エ）天敵等生物農薬の利用（有機農産物の日本農林規格（平成 17 年農林水産省告示第 1605 号。以下「有機農産物規格」という。）表 B. 1 の農薬に掲げられたものの利用であって、主作物を栽培するほ場において利用する場合に限る。）（主作物が水稻以外である場合に限る。）

ウ イの（ア）の取組を実施する場合は、水田からのメタン排出削減に資する取組として、水稻を栽培する年度の長期中干し又は水稻を栽培する前年度の湛水不実施若しくは秋耕のいずれか 1 つ以上を実施すること。なお、長期中干しを実施する場合は、地域の生物相に応じ、地域単位では中干し時期の分散やビオトープの設置、ほ場単位では生物の避難場所となる江の設置を行うなど、水生生物への影響の緩和に努めるものとする。

また、これらの取組に加えて、その他都道府県知事が特に必要と認めるメタン排出削減対策として別表 1 に掲げる取組を実施できるものとし、当該取組の申請手続については、別記 1 のとおりとする。

（５）有機農業

ア 要綱別紙第 1 の 4 の（５）の有機農業の取組は、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。なお、有機農業への転換期間中のほ場（（ウ）に規定する要件への転換を開始したほ場であって、（ウ）に規定する要件に適合しないものをいう。）における取組も支援対象とする。（当該ほ場において初めて有機農業への転換を行う場合に限る。）

- (ア) 農産物の生産過程等（農産物の生産過程（農産物の生産者による種子、苗及び収穫物の調製を含む。）及びほ場管理をいう。以下同じ。）において、有機農産物規格表 A. 1 の肥料及び土壌改良資材以外の肥料及び土壌改良資材並びに有機農産物規格表 B. 1 の農薬以外の農薬を使用していないこと。また、化学肥料及び化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（有機農産物規格表 A. 1 又は有機農産物規格表 B. 1 に掲げるものを除く。）が使用されていないものを使用すれば有機農業の取組として取り扱うものとする。さらに、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 23 条第 1 項又は第 31 条第 1 項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときには、化学合成農薬を使用することができるものとする。
- (イ) 周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材（以下「使用禁止資材」という。）が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること。
- (ウ) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前 3 年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前 2 年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2 年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合は、多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前 1 年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前 1 年以上）の間、使用禁止資材を使用していないほ場であること。
- (エ) 耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整その他の農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することによる有害動植物の防除）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法による有害動植物の防除）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はそれらの生育に適するような環境の整備による有害動植物の防除）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによっては有害動植物を効果的に防除することができないときは、有機農産物規格表 B. 1 の農薬に限り使用することができる。
- (オ) 組換え DNA 技術を利用しないこと。

(カ) 放射線照射を行わないこと。

イ アの通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、2の(1)の慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合については、都道府県は、これを支援の対象とすることができるものとする。

ウ 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか1つ以上を実施すること。

(6) 地域特認取組

要綱別紙第1の4の(6)のその他都道府県知事が特に必要と認める取組(以下「地域特認取組」という。)は、以下に掲げる全ての項目を満たすものとする。また、取組内容は別表2に掲げるとおりとし、申請手続については、別記2のとおりとする。

ア 5割低減の取組と組み合わせた取組であること。

イ 地球温暖化防止、生物多様性保全その他の都道府県知事が必要と認める地域の環境保全の取組として高い効果があると認められること。

ウ 取組の実施に伴う追加的な経費の発生等により取組の十分な普及が図られていないこと。

(7) 取組拡大加算

要綱別紙第1の4の(7)の有機農業の取組の拡大に向けた活動(以下「取組拡大加算」という。)は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 支援対象農業者であって、有機農業の知識・技術を有すると市町村長が認める者が、有機農業の取組(第5に定める作物を除く。)の交付実績がなく、かつ有機農業の知識・技術の習得が必要と市町村長が認める支援対象農業者(以下「指導を受ける農業者」という。)に対して指導を行うこと。

イ アの指導を行う者及び指導を受ける農業者は、同一農業者団体内において、有機農業の取組(第5に定める作物を除く。)を実施すること。

2 要綱別紙第1の4の取組のうち5割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 慣行レベル

地域の慣行については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。)に基づき都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定することとする(必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。)。また、都道府県は、地域の慣

行レベルを策定し、又は変更した際は、その内容を公表することとする。

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。

イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

(3) 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

ア (2)にかかわらず、植物防疫法第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

イ 有機農産物規格表B.1の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合であっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。

(4) 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例は別表3に掲げるとおりとし、低減割合の特例の設定については、別記3のとおりとする。

3 都道府県による要件の設定

都道府県は、以下の要件を全て満たす場合、1で定める支援の要件に、各地方公共団体が定める地域独自の要件を追加することができるものとし、地域独自の要件を新たに設定し、変更し、又は廃止しようとする都道府県は、地方農政局長等に対して様式第5号により届出を行うものとする。

ア 地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全の推進に資

するものであること。

- イ 事業の趣旨・目的との整合が図られており、かつ、事業の効果を損なわないものであること。

第5 交付単価

要綱別紙第1の5の表中の農産局長が別に定める作物は、そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物とする。

第6 交付額

1 国の交付金の交付に関する基本的考え方

国の交付金は、地方公共団体が同額の支援を行う対象活動に対してのみ交付するものとする。

2 地方公共団体の交付金の交付に関する基本的考え方

国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金（以下「地方公共団体の交付金」という。）は、対象活動が行われている農地が所在する市町村を通じて交付するものとする。

3 国の交付金の交付額の算定

- （1）農業者団体等の交付申請額（農業者団体等の作成する事業計画に記載された対象活動の取組面積に相当する国の交付金の交付額をいう。以下同じ。）の全国の総額が交付金の予算額（以下「国の交付上限額」という。）を下回る場合、各農業者団体等の交付金に係る国の交付金の交付額は、要綱別紙第1の5に定める国の交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額とする。

ただし、地方公共団体の交付金の交付額が、要綱別紙第1の5に定める国の交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額を下回る場合、国は地方公共団体の交付金の交付額と同額を交付するものとする。

- （2）農業者団体等の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合には、別記4に定めるところにより農業者団体等への国の交付金の交付額の調整を行うものとする。

4 交付金の交付年度

国の交付金は、対象活動が終了した年度に交付を行うものとする。

5 農地の面積の測定

交付金の算定の対象となる農地の面積は以下のとおりとし、その測定は、別記5に定めるところとする。

- （1）交付対象面積は本地面積とし、畦畔、法面を含まないものとする。
- （2）有機農業の取組における交付対象面積には、作物を作付けしていない面積がある場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている面積がある場合は、これらの面積を含まないものとする。
- （3）交付対象面積は一つのほ場において、一取組分の作付面積を上限とする。
- （4）取組拡大加算の交付対象面積は、指導を受ける農業者が実施する有機農業の取組（第5に定める作物を除く。）の面積を上限とする。
- （5）交付対象面積には、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第1号（多面的機能支払交付

金)に掲げる事業のうち資源向上支払交付金の環境負荷低減の取組への支援で交付対象としているほ場がある場合は、当該ほ場の面積を含まないものとする。ただし、一つのほ場において、環境負荷低減の取組への支援で冬期湛水の取組を実施する場合であって、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を併せて実施するときは、当該ほ場の面積を含めることができるものとする。

第7 交付金の活用方法

- 1 農業者団体等は、交付金を支援対象農業者に配分するほか、農業者団体等として実施する推進活動に係る経費及び団体の事務を担当する者の手当等の団体事務経費に充当することができるものとする。
- 2 農業者団体にあつては、交付金の活用方法について、団体の規約に定めなければならない。

第8 事務手続

- 1 事業計画の提出
 - (1) 農業者団体等は、共通様式第1号に、要綱別紙第2の1に定める対象活動の実施等に関する計画を記載した「事業計画」(共通様式第2号)及び営農活動計画書(共通様式第3号)を添付し、6月末日までに、対象活動を実施しようとする農地が所在する市町村長に提出するものとする。

ただし、農業者団体にあつては、団体の運営等に係る規約を併せて提出すること。

なお、事業計画の提出は、原則として、対象活動が開始される前までに提出するものとする。
 - (2) 有機農業を実施する農業者団体等は、有機農業の取組を実施する支援対象農業者ごとに農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第1号)を6月末日までに対象活動を実施しようとする農地が所在する市町村長に毎年度提出するものとする。

なお、様式第1号の提出は、原則として、対象活動が開始される前までに提出するものとする。

ただし、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第10条第2項の格付けを行い表示を付することができるほ場においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第1号の記載の全部又は一部を省略することができるものとする。
 - (3) 農業者団体等は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項第1号(多面的機能支払交付金)、第2号(中山間地域等直接支払交付金)及び第4号(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)に掲げる事業にも取り組む場合にあつては、それらの事業と併せて事業計画を提出することができる。
 - (4) 農産局長は、地域の実情等を踏まえ、事業計画及び農場管理シート・現地確認チェックリストの提出を6月末日までに行うことが困難であると認める場合その他農産局長が特に必要と認める場合については、農産局長が別に定める期日まで、(1)の事業計画及び(2)の農場管理

シート・現地確認チェックリストの提出期日を延長することができるものとする。

(5) 事業計画は、取組が行われる農地が所在する市町村ごとに提出するものとする。

(6) 国は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を経由して市町村に対し、(1) の書類の提出を求めることができるものとする。

2 事業計画の認定

市町村長は、審査の上、妥当であると認められるときは、事業の認定を行い、共通様式第4号により農業者団体等に通知をするものとする。

3 事業計画の変更

(1) 農業者団体等は、要綱別紙第2の1の(4)のアからキまでに定める重要な内容の変更が生じるときは、あらかじめ変更する年度の事業計画の申請期限までに、共通様式第5号に変更後の事業計画書を添え、市町村長に申請を行うものとし、事業計画の変更の認定は、2に準じて行うものとする。

(2) 要綱別紙第2の1の(4)のアからキまで以外の軽微な事項の変更が生じるときは、あらかじめ様式第6号により変更する年度の事業計画の申請期限までに市町村長に届出を行うものとし、事業計画の申請期限後に軽微な変更が生じた場合には、速やかに市町村長に届出を行うものとする。

4 実施状況の報告

(1) 農業者団体等は、事業実施期間中、毎年度、1月末日までに、以下に定めるところにより、市町村長に対して実施状況の報告を行うものとする。

ア 対象活動については、様式第7号により実施状況報告書を作成の上、支援対象農業者の生産過程等において使用した肥料、農薬、導入した技術等、要件に則して対象活動を実施したことを確認するための内容を記載した生産記録等を添付し、報告すること。ただし、年度末に当該年度の対象活動が終了する場合には、農業者団体等は、取組終了前であっても、その取組見込みを記載した生産記録等により実施状況の報告を行うことができるものとする。

なお、様式第1号を提出し、又は第8の1の(2)により様式第1号の記載の全部を省略した支援対象農業者は、生産記録等の提出を省略できるものとする。

イ 有機農業の取組の対象活動については、有機農産物規格表A.1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格表B.1の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、有機農産物規格表A.1又は有機農産物規格表B.1に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを報告すること。

ただし、対象活動を実施しようとする農地がJAS法第16条の登録認証機関による有機農産物の認証を受けている場合(有機農産物規格5.1に定める転換期間中のほ場を含む。)は、使用した資材の報告を省略することができるものとする。

また、炭素貯留効果の高い有機農業を実施した場合には、土壌診断結果書類の写し及び４の（１）のアに準じた当該取組の生産記録等を添付し、報告を行うものとする。

ウ 環境負荷低減のチェックシートについては、支援対象農業者ごとに、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を理解し、様式第 15 号を作成の上、報告すること。

エ GAP 認証等を取得している場合においては、その旨を証明する書類を提出することにより、ウの規定による様式第 15 号の報告を省略できるものとする。

（２）国は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を経由して市町村に対し、（１）の報告を求めることができるものとする。

５ 実施状況の確認

（１）対象活動に係る確認は以下のとおり行うものとする。

ア 要綱別紙第 2 の 3 の市町村長による対象活動の実施状況の確認は、別記 6 のとおりとする。

イ 市町村長は、必要に応じて、技術的な観点に基づく実施状況の確認を都道府県知事に要請することができる。都道府県知事は、実施状況についての確認を行った場合、市町村長に確認結果を通知するものとする。

ウ 市町村長は、イの都道府県知事からの確認結果を踏まえ、審査の上、様式第 8 号により農業者団体等が交付金の交付を受けようとする年度の 3 月 5 日までに、農業者団体等に確認結果を通知するものとする。

（２）環境負荷低減のチェックシートの確認は、市町村長が、農業者団体等から提出された環境負荷低減のチェックシートにおいて実施状況欄及び翌年度の取組計画欄の全ての項目にチェックされていることを確認することにより行うものとする。

なお、環境負荷低減チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

６ 実施状況の取りまとめ

（１）市町村長は、５の（１）の確認結果を踏まえ、実施面積及び国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち市町村負担分の交付見込額を農業者団体等ごとに取りまとめ、様式第 9 号により、原則として農業者団体等が交付金の交付を受けようとする年度の 2 月 15 日までに都道府県知事に対し報告を行うものとする。

（２）都道府県知事は、（１）の結果を取りまとめ、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち都道府県負担分及び市町村負担分の交付見込額を併せ、様式第 10 号により、2 月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

７ 抽出検査の実施

（１）都道府県知事は、地方農政局長等と連携し、毎年度、農業者団体等の中から抽出し、必要に応じて現地に赴き、証拠書類等について検査を行う。

- (2) 都道府県知事は、2月15日までに(1)の抽出検査の結果を市町村長に通知するものとする。

第9 証拠書類の保管

- 1 農業者団体等は、以下に掲げる書類を作成し、又は支援対象農業者から収集し、保管しなければならない。
- (1) 取組共通の書類
- ア 交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積等が確認できる書類等
 - イ 推進活動の実施内容等が分かる書類等
 - ウ 主作物について出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し（播種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結している場合は、その契約書の写しに代えることができる。ただし、契約書において品目及び取引数量が定められていること。）ただし、当該主作物について、取組面積が10アール以上の場合には省略することができるものとする。
 - エ 表示ガイドラインに基づく都道府県の特別栽培農産物認証又は都道府県知事が表示ガイドラインに準じた認証として特に認める認証を受けた者にあつては、その認定書の写し
- (2) 要綱別紙第1の4の(1)の取組を実施した場合に必要な書類
- ア 堆肥の購入伝票等の写し（無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等に、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類等に代えることができる。）
 - イ 堆肥の成分証明書等の写し
 - ウ 施肥管理計画（作成した場合）及び土壌診断結果書類の写し
- (3) 要綱別紙第1の4の(2)の取組を実施した場合に必要な書類
- ア 緑肥作物の種子の購入量を証明する購入伝票等の写し
 - イ 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し
- (4) 要綱別紙第1の4の(3)の取組を実施した場合に必要な書類
- ア 購入した炭を施用した場合は、購入量を証明する購入伝票等の写し
 - イ 自ら製造した炭を施用した場合は、市販の炭化装置の販売元が示す炭化方法が確認できる書類の写し
- (5) 要綱別紙第1の4の(4)の取組を実施した場合に必要な書類
- ア IPM実践指標の実施項目が確認できる書類の写し
 - イ 交信かく乱剤の利用、天敵温存植物の利用又は天敵等生物農薬の利用のいずれかの取組を実施した場合は、これらの資材の購入量を証明する購入伝票等の写し
- (6) 要綱別紙第1の4の(5)の取組を実施した場合に必要な書類
- 炭素貯留効果の高い有機農業を実施した場合は、要綱別紙第1の4の(1)から(3)までのいずれかの取組を実施した場合に必要な書類
- (7) 地域特認取組を実施した場合は、都道府県知事が必要と認める書類
- (8) 要綱別紙第1の4の(7)の取組の拡大に向けた活動を実施した場合に必要な書類指導を受ける農業者の作業日誌等の写し

- 2 農業者団体等は、都道府県又は市町村から 1 の書類又はその他交付金の申請の基礎となる書類の提出を求められたときは、必要書類を速やかに提出しなければならない。
- 3 1 に基づき作成し、整備し、及び保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 10 自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い

自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては別記 7 のとおりとする。

第 11 証拠書類等の保存期間

- 1 市町村及び都道府県は、交付金の交付に関する証拠書類を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 2 農業者団体等は、交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付金の交付申請の基礎となった書類を、交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

第 12 交付金の返還

- 1 交付金の返還
要綱別紙第 2 の 5 の農産局長が定める基準は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第 4 の対象活動の要件を満たさないことが確認された場合には、原則として、当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めるものとする。
 - (2) 面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を命ずるとともに、翌年度以降の制度への参加を制限する等の措置を講じることができる。
- 2 返還の手続
 - (1) 市町村長は、農業者団体等が交付金を返還する必要がある場合には、当該農業者団体等に速やかに通知し、交付金の返還を求めるものとする。
 - (2) (1) により交付金の返還があった場合は、市町村長は当該返還額のうち、国及び都道府県の助成分の金額を都道府県に返還するとともに、都道府県知事は国の助成分の金額を国に返還するものとする。

第 13 実施結果の報告

- 1 農業者団体等は、毎年度、営農活動実績報告書（共通様式第 6 号又は様式第 11 号）により、翌年度の 4 月末日までに事業の終了を市町村長に報告するものとし、第 8 の 4 の（1）のアのただし書きにより実施状況報告を見込みで報告した者は、取組内容を確認できる生産記録等を添付するものとする。
ただし、第 8 の 4 の（1）による実施状況報告を行った時点において、第 4 に定める対象活動を実施済みであり、かつ、実施面積等が第 8 の 5 の（1）のウによる市町村長からの確認通知と同一である場合、実施状況報告書を営農活動実績報告書に代え、営農活動実績報告書の提出を省略する

ことができるものとする。

- 2 市町村長は、毎年度、1の実施結果及び交付金の交付実績を取りまとめ、共通様式第7号又は様式第9号により、翌年度の5月15日までに都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の結果を取りまとめ、共通様式第8号又は様式第10号により、翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 国は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、都道府県を経由して市町村に対し、1の報告を求めることができるものとする。

第14 電子情報処理組織による申請等

- 1 次に掲げるもの（以下「事務手続」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により事務手続を行う場合において、本要領に基づき当該事務手続に添付すべきとされている書類について、当該書類は全部を書面により提出することを妨げない。
 - (1) 農業者団体等が行う第8の1の(1)及び(2)の規定による事業計画の提出
 - (2) 農業者団体等が行う第8の3の(1)及び(2)の規定による事業計画の変更
 - (3) 農業者団体等が行う第8の4の(1)の規定による実施状況の報告
 - (4) 農業者団体等が行う第13の1の規定による実施結果の報告
 - (5) 市町村長が行う第8の6の(1)の規定による実施状況の報告
 - (6) 市町村長が行う第13の2の規定による実施結果の報告
 - (7) 都道府県知事が行う第8の6の(2)の規定による実施状況の報告
 - (8) 都道府県知事が行う第13の3の規定による実施結果の報告
- 2 農業者団体等、市町村長、都道府県知事、国は、前項の規定により事務手続を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。
- 3 農業者団体等、市町村長、都道府県知事、国が前項の規定により eMAFFを使用する方法により事務手続を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定める eMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

第15 第三者機関

要綱第6の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第16 事業の評価

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、

事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長等を経由して農産局長に報告することとする。

- 3 農産局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施するとともに、環境保全型農業をめぐる諸情勢の変化や最終評価等を踏まえ、事業の実施期間後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、事業の実施期間中に所要の見直しを行う。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号）

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領及び農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2262 号農村振興局長通知）の制定に伴い、旧要領は廃止する。ただし、旧要領に基づいて平成 22 年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 3 旧要領の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領の相当参考様式によって行われたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 4 月 28 日 23 生産第 800 号）

- 1 この一部改正要領は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。
- 2 この一部改正要領による改正前の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領による改正後の相当参考様式によって行われるものとみなす。
- 3 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 （平成 23 年 9 月 1 日 23 生産第 4304 号）

- 1 この一部改正要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この一部改正要領による改正前の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領による改正後の相当参考様式によって行われるものとみなす。
- 3 この一部改正要領の施行前に改正前の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の相当規定によってしたものとみなす。

附 則 （平成 24 年 4 月 6 日 23 生産第 6222 号）

- 1 この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年度に交付申請する取組については、この一部改正要領の第 1 の 4 の（1）の規定にかかわらず、改正前の相当規定により行うことができるものとする。

附 則 （平成 25 年 5 月 16 日 24 生産第 273 号）

- 1 この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。

附 則 （平成 26 年 4 月 1 日 25 生産第 3418 号）

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続については、なお従前の例による。

附 則 （平成 27 年 4 月 2 日 26 生産第 3317 号）

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき平成 26 年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管については、なお従前の例による。
- 3 要綱附則 2 に基づき平成 26 年度に事業を実施した者が改正前の要綱第 2 の 1 の取組を現に実施している場合にあっては、平成 27 年度に限り、改正前の要領参考様式第 6－1 号又は 6－2 号に定める「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施計画書兼確認依頼書」を、この要領共通様式第 3 号に定める「営農活動計画書」とみなすものとする。
- 4 平成 26 年度までに改正前の要領別記 1 に基づき地方農政局長等の承認を得た地域特認取組の具体的内容については、変更の申請又は届出が提出されない限り、この要領別記 1 に基づき地方農政局長等の承認を得たものとみなす。ただし、都道府県は、その内容のうち市町村による実施確認内容、保管する証拠書類、可能となる複数取組の設定について、様式第 22 号により、速やかに地方農政局長等に届出を行うこととする。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日 27 生産第 2766 号）

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成 29 年 4 月 1 日 28 生産第 2112 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の当該要領に基づく地域特認取組のうち、市町村による実施確認内容及び保管する証拠書類について変更が必要な都道府県については、この要領様式第 18 号により、平成 29 年 6 月末日までに地方農政局長等に届出を行うこととする。

附 則 （平成 29 年 11 月 15 日 29 生産第 1358 号）

この通知は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日 29 生産第 2421 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の要領の第 2 の 2 の（2）のイに基づき様式第 1 号が提出されていた場合、この要領に基づく様式第 1 号の提出がされたものとみなすものとする。
- 4 この通知による改正前の要領に基づき認定された共通様式第 3 号による計画については、この要領の共通様式第 3 号別添 2 に係る事項を除き、この要領の共通様式第 3 号によって計画されたものとみなすものとする。

附 則 （平成 31 年 3 月 28 日 30 生産第 2320 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 2 年 3 月 31 日元生産第 1734 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 2 年 6 月 5 日 2 生産第 488 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 3 年 4 月 1 日 2 生産第 2455 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 4 年 4 月 1 日 3 農産第 3818 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による

附 則 （令和 5 年 4 月 1 日 4 農産第 5299 号）

- 1 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 6 年 4 月 1 日 5 農産第 4102 号）

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則 （令和 7 年 4 月 1 日 6 農産第 4067 号）

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の要領第 4 の 1 の（1）イの規定に基づき都道府県知事が設定した別の堆肥の施用量、交付単価等は廃止する。ただし、この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、当該施用量はこの通知による改正後もなお効力を有するものとし、交付単価はこの通知による改正前の第 4 の 1 の（1）イの規定中「2,200」とあるの

を「1,800」と読み替えて同規定を適用して算出した金額とする。

- 4 令和7年度に開始する事業に限り、第4の1の（1）エ、（2）ウ及び（4）ウの規定に基づいて実施する水田からのメタン排出削減に資する取組として、水稻を栽培する年度の秋耕を実施できるものとする。
- 5 「令和7年度環境保全型農業直接支払交付金に係る都道府県知事が特に必要と認めるメタン排出削減対策の申請手続きについて」（令和6年10月21日付け6農産第2755号農産局長通知）に基づき都道府県知事が申請手続を行ったメタン排出削減対策については、別記1に基づき申請手続を行ったものとみなすものとする。

(要領別記一覧)

- 別記 1 メタン排出削減に資する取組について
- 別記 2 都道府県知事が特に必要と認める取組について
- 別記 3 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について
- 別記 4 国の交付金の交付額の調整について
- 別記 5 環境保全型農業直接支払交付金の対象農地等の面積の測定について
- 別記 6 対象活動の実施状況の確認について
- 別記 7 自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い
- 別記 8 中山間地及び指定棚田地域の対象地域について

(別記 1)

メタン排出削減に資する取組について

- 1 都道府県知事は、様式第 2 号により、次の（１）から（５）までの事項等を記載の上、原則としてメタン排出削減に資する取組の実施を要望する年度の前年度の 9 月 1 日から 11 月 14 日までの間に地方農政局長等に対して申請を行うものとする。なお、別表 1 に掲げられたメタン排出削減に資する取組に係る対象地域又は支援要件の変更（取組の効果に影響のないものを除く。以下別記 1 において「重要な変更」という。）がない場合は、申請を省略できるものとする。
 - （１）メタン排出削減対策の名称及び技術的な内容
 - （２）メタン排出削減対策の対象地域
 - （３）メタン排出削減対策の効果
 - （４）メタン排出削減対策の普及の実態
 - （５）メタン排出削減対策の実施に係る要件、市町村による実施確認内容、保管する証拠書類その他特記すべき事項
- 2 1 の申請を受けた地方農政局長等は、申請内容に対する意見を添えて農産局長に協議を行わなければならない。
- 3 2 の協議を受けた農産局長は、メタン排出削減に高い効果の発現が見込まれるかどうかについての技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、メタン排出削減対策の承認の可否を指示するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3 による指示に基づき、申請のあったメタン排出削減対策について、承認の可否を決定し都道府県知事に通知するものとする。

なお、メタン排出削減対策を不承認とする場合は、不承認とした理由と併せて通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、重要な変更以外の変更がある場合又はメタン排出削減対策の実施を取りやめる場合には、その旨を地方農政局長等へ届け出るものとする。
- 6 農産局長は、承認されたメタン排出削減対策について、本要領第 15 に定める第三者機関の意見又は 3 の技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、当初見込まれたメタン排出削減効果の発現が確認できなかった場合は、当該メタン排出削減対策の承認取消を地方農政局長等に指示するものとする。
- 7 地方農政局長等は、6 による指示に基づき、メタン排出削減対策の承認取消について、その理由と併せて都道府県知事に通知するものとする。
- 8 農産局長は、上記 1 から 7 までに係る事項のほか、特に必要と認めるときは、必要な事項について地方農政局長等に指示するものとする。地方農政局長等は、当該指示に基づき都道府県知事に通知するものとする。

(別記 2)

都道府県知事が特に必要と認める取組について

- 1 都道府県知事は、様式第 3 号により、次の（１）から（６）までの事項等を記載の上、原則として地域特認取組による支援を要望する年度の前年度の 9 月 1 日から 11 月 14 日までの間に地方農政局長等に対して申請を行うものとする。なお、別表 2 に掲げられた地域特認取組に係る対象地域若しくは対象作物の追加又は交付単価、支援要件若しくは市町村による実施確認内容の変更（取組の効果に影響のないものを除く。以下別記 2 において「重要な変更」という。）がない場合は、申請を省略できるものとする。
 - （１）地域特認取組の名称及び技術的な内容
 - （２）地域特認取組の対象地域及び対象作物
 - （３）地域特認取組の地球温暖化防止効果等環境保全効果
 - （４）地域特認取組の実施に伴う追加的な経費など農業経営への影響及びこれを踏まえた交付単価の案
 - （５）地域特認取組の普及の実態
 - （６）地域特認取組に係る支援要件、市町村による実施確認内容、保管する証拠書類その他特記すべき事項
- 2 1 の申請を受けた地方農政局長等は、申請内容に対する意見を添えて農産局長に協議を行わなければならない。
- 3 2 の協議を受けた農産局長は、次の（１）から（３）までに係る技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、地域特認取組の承認の可否について指示するものとする。
 - （１）地域特認取組の普及拡大により、地球温暖化防止効果等高い環境保全効果の発現が見込まれること。
 - （２）地域特認取組の普及拡大には、追加的な経費等に着目した農業者に対する直接支援が必要であると見込まれること。
 - （３）（２）の追加的な経費等に着目して設定される交付単価が、要綱別紙第 1 の 4 の（１）から（５）までに掲げる取組の交付単価と比較して妥当であると認められること。
- 4 地方農政局長等は、3 による指示に基づき、申請のあった地域特認取組について、承認の可否を決定し都道府県知事に通知するものとする。

なお、地域特認取組を承認する場合にあっては、交付単価と併せて都道府県知事に通知するものとし、不承認とする場合にあっては、不承認とした理由と併せて通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、重要な変更以外の変更がある場合及び地域特認取組の支援を取りやめる場合には、その旨を地方農政局長等へ届け出るものとする。
- 6 農産局長は、承認された地域特認取組について、本要領第 15 に定める第三者機関の意見又は 3 の技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、当初

見込まれた地球温暖化防止効果等高い環境保全効果の発現が確認できなかった場合又は普及の実態が確認できなかった場合は、当該地域特認取組の承認取消を地方農政局長等に指示するものとする。

- 7 地方農政局長等は、6 による指示に基づき、地域特認取組の承認取消について、その理由と併せて都道府県知事に通知するものとする。
- 8 農産局長は、上記 1 から 7 までに係る事項のほか、特に必要と認めるときは、必要な事項について地方農政局長等に指示するものとする。地方農政局長等は、当該指示に基づき都道府県知事に通知するものとする。

(別記 3)

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について

第 1 低減割合の特例の設定の基本的考え方

低減割合は現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定することとしており、現行の技術で化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減することが困難な作物については、都道府県知事の申請を基に、3 割までの範囲内で 5 割以下の低減割合を特例的に認めるものとする。

第 2 低減割合の特例の申請手続

1 都道府県知事は、様式第 4 号により、次の（１）から（５）までの事項等を記載の上、特例措置による支援を要望する年度の前年度の 9 月 1 日から 11 月 14 日までの間に地方農政局長等に対して申請を行うものとする。ただし、別表 3 に掲げられた低減割合の特例の対象作物若しくは対象地域の追加又は低減割合の変更（以下別記 3 において「重要な変更」という。）がない場合は、申請を省略できるものとする。

- （１）低減割合の特例を要望する作物及び対象地域
- （２）化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減した生産の実態
- （３）化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減することが困難な技術的理由
- （４）代替技術の導入可能性の技術的な検証結果
- （５）現行の代替技術により化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系並びにその低減割合

2 1 の申請を受けた地方農政局長等は、申請内容に対する意見を添えて農産局長に協議を行わなければならない。

3 2 の協議を受けた農産局長は、次の（１）及び（２）に係る技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、低減割合の特例の承認の可否について指示するものとする。

- （１）現行の技術では、収量及び品質を著しく低下させることなく、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から 5 割以上低減することが困難であること。
- （２）申請のあった地域と同様の条件（気象、作型等）の下で、収量及び品質を著しく低下させることなく、申請のあった地域の慣行レベルの 5 割以下の化学肥料の使用量及び化学合成農薬の使用回数で生産した取組がほとんどないこと。

4 地方農政局長等は、3 による指示に基づき、申請のあった低減割合の特例について、承認の可否を決定し都道府県知事に通知するものとする。

なお、低減割合の特例を承認する場合にあっては、承認する低減割合と併せて都道府県知事に通知するものとし、不承認とする場合にあっては、不承認とした理由と併せて通知するものとする。

- 5 都道府県知事は、重要な変更以外の変更がある場合及び低減割合の特例を廃止する場合には、その旨を地方農政局長等へ届け出るものとする。
- 6 農産局長は、承認された低減割合の特例について、本要領第 15 に定める第三者機関の意見又は 3 の技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、必要と認める場合には当該低減割合の特例の承認取消を地方農政局長等に指示するものとする。
- 7 地方農政局長等は、6 による指示に基づき、低減割合の特例の承認取消について、その理由と併せて都道府県知事に通知するものとする。
- 8 農産局長は、上記 1 から 7 までに係る事項のほか、特に必要と認めるときは、必要な事項について地方農政局長等に指示するものとする。地方農政局長等は、当該指示に基づき都道府県知事に通知するものとする。

(別記 4)

国の交付金の交付額の調整について

農業者団体等の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合であって、かつ、地方公共団体からの交付金の交付見込額（以下別記 4 において「地方交付見込額」という。）の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合には、都道府県における前年度以前の実施状況等を考慮した上で、地方交付見込額に採択率（この場合の採択率とは、国の交付上限額を地方交付見込額の全国の総額で除した数値をいう。）を乗じた額を都道府県に対し配分するものとする。

(別記 5)

環境保全型農業直接支払交付金の対象農地等の面積の測定について

支援対象面積は、以下のいずれかの方法により把握するものとする。

(1) 共済細目書記載面積、公的資料に記載された面積の活用

共済細目書の実面積（畦畔等を除いた本地面積）、地積調査の結果、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく区画整理事業等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された面積とする。

(2) 図測

2,500 分の 1 程度以上の縮尺図等の図測により行う（なお、5,000 分の 1 程度以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。）。)

(3) 実測

農林水産省農村振興局測量作業規程等に準拠し、現地において実測を行う。

(4) 畦畔率の活用

実測、図測並びに共済細目書記載面積及び公的資料に記載された面積が、畦畔等を含んだ面積である場合にあっては、市町村が次のいずれかにより推計した畦畔率を用いて、畦畔面積を算出の上、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積とする。なお、この場合における畦畔率の測定は、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに行うものとする。

ア 対象農地を抽出、実測し求めた平均畦畔率

イ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等区画が整理されている地域に限る。ウにおいて同じ。）

ウ 標準区画図から求めた平均畦畔率

エ 公的機関の発表した耕地面積及び本地面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

(5) その他

(1) から (4) までの方法により把握した農地面積が記載された台帳が既に存在する場合には、当該台帳に記載された面積を活用することができるものとする。

また、(1) から (4) までにより難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、市町村が別に定める方法により対象農地の面積を把握することができるものとする。

(別記 6)

対象活動の実施状況の確認について

市町村による実施状況の確認は、農業者団体等から提出された申請書類及び添付書類の書面審査を基本とし、以下のとおり確認を実施して提出書類の補完を行うこととする。

1 要綱別紙第1の4の(1)から(4)まで及び(6)に掲げる取組の現地見回りによる確認

(1) 市町村は、以下の項目について、必要に応じて現地見回り（ほ場巡回）により、取組状況の把握を行う。

ア 5割低減の取組の実施状況

イ 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の実施状況

ウ 緑肥の施用の実施状況

エ 炭の投入の実施状況

オ 総合防除の実施状況

カ 地域特認取組において都道府県知事により現地見回りによる確認が必要とされた取組の実施状況

(2) 市町村は、本要領第8の4の実施状況報告時に農業者団体等に対してほ場の現況写真を求めることができるものとし、写真による状況確認により(1)の現地見回りによる確認に代えることができるものとする。

2 要綱別紙第1の4の(5)に掲げる取組の現地見回りによる確認

市町村は、当該取組を実施している農業者（6により確認結果を活用する者を除く。以下2において同じ。）から抽出を行った上で、以下のとおり取組状況の確認を行う。ただし、抽出に当たっては、市町村管内の当該農業者の2割程度を目安に抽出を行うものとし、当該取組を新たに開始した農業者がいる場合は必ず含めるものとする。また、当該取組を実施している農業者に対して5年間で1回以上当該確認を実施するものとする。

ア 当該確認は、市町村が行うこととし、必要に応じて当該取組を行う農業者間で行うことができるものとする。

イ 当該確認は、現地見回り（ほ場巡回）により、本要領第8の1の(2)に基づき提出された様式第1号の確認を行うものとする。

ウ 当該取組を行う農業者間で確認を実施した場合、確認を実施した農業者は、様式第1号を確認した日から起算して2週間以内に市町村に提出するものとする。

エ 本要領第8の1の(2)のただし書きにより様式第1号の提出を省略した場合は、必要に応じて、現地見回り（ほ場巡回）、写真又は市町村が第三者と容認した機関等がほ場での主作物の生産から販売までの追跡が可能と認める書類のいずれかにより、取組状況の確認を行うものとする。

オ 炭素貯留効果の高い有機農業の取組の確認は、1の(1)のイからエまでに定めるところに準じて確認するものとする。

3 要綱別紙第1の4の(7)に掲げる活動の現地見回りによる確認

当該確認は、現地見回り（ほ場巡回）により、本要領第8の1の(2)に基づき提出された様式第1号の確認を行うものとする。

4 抽出による保管書類の確認

- (1) 市町村は、当該市町村における支援対象農業者の合計人数の平方根以上かつ5人以上の支援対象農業者を抽出し、農業者団体等が保管する当該農業者に係る書類の確認を行うものとする。ただし、当該市町村における支援対象農業者の合計人数が5人未満の場合にあってはその全員を対象として行うものとする。
- (2) この保管書類の確認に当たって、市町村は、対象活動を実施している支援対象農業者に対して当該対象活動の実施に係る資材の購入伝票等証拠書類の提出を求めることができる。

5 確認業務の委託

市町村及び都道府県は、交付金の交付に関する確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、市町村及び都道府県は、毎年度、委託を受けて確認業務を行う組織において確認業務が適切に行われていることについて確認を行うものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- (3) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- (4) 実施確認に当たって、対象活動に直接関わらない第三者による客観的な確認体制が確保されていること。

6 都道府県等の農産物認証制度等における確認結果の活用

都道府県等の農産物認証制度又は JAS 法第 16 条の登録認証機関による有機農産物の生産工程管理者としての認証において、生産記録等の確認が行われる場合、当該確認結果をもって1から3までに定める確認項目の全部又は一部が行われたものとみなすことができるものとする。ただし、この場合、都道府県又は市町村は、都道府県等の農産物認証制度の認証機関等が5の(1)から(4)までの要件を満たしていることを確認するものとする。

(別記 7)

自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い

1 自然災害により、対象活動の履行ができなかった場合については、それぞれ次のとおり取り扱うことができるものとする。

(1) 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の取扱い

必要となる堆肥を入手したものの、自然災害により、本要領第4の1の(1)に掲げる要件の達成が困難となった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該取組が行われたものとみなすことができるものとする。ただし、入手した堆肥を他のほ場に施用している場合はこの限りではない。

(2) 緑肥の施用の取扱い

必要となる緑肥の種子を入手したものの、自然災害により、本要領第4の1の(2)に掲げるそれぞれの要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該取組が行われたものとみなすことができるものとする。ただし、入手した緑肥の種子を他のほ場に施用している場合はこの限りではない。

(3) 総合防除の取扱い

以下の取組を実施したものの、自然災害により、本要領第4の1の(4)に掲げるそれぞれの要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該取組が行われたものとみなすことができるものとする。

ア 除草剤を使用しない畦畔の雑草管理を行った場合については、1回以上雑草管理を実施していること。

イ 交信かく乱剤の利用を行った場合については、必要となる資材を入手し、利用していること。

ウ 天敵温存植物の利用を行った場合については、必要となる種子を入手し、作付けを行っていること。

エ 天敵等生物農薬の利用を行った場合については、必要となる資材を入手していること。ただし、入手した資材を他のほ場に施用している場合はこの限りではない。

(4) 5割低減の取組、有機農業の取組の取扱い

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する栽培又は化学肥料及び化学合成農薬を使用しない栽培に取り組んだものの、原則として収穫時期（ここでいう収穫時期とは、慣行の栽培において肥料及び農薬の散布等を終了した時期とする。）における自然災害により、栽培した主作物の収穫ができなかった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合に限り、5割低減の取組、有機農業の取組が行われたものとみなすことができるものとする。

(5) 地域特認取組の取扱い

本要領第4の1の(6)の地域特認取組（5割低減の取組を除く。）を適

切に行ったものの、自然災害により、その要件の達成が困難となった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該地域特認取組が行われたものとみなすことができるものとする。

(6) 取組拡大加算の取扱い

(4)の要件を満たした場合かつ指導内容について交付要件を満たす場合に限り、当該取組拡大加算が行われたものとみなすことができるものとする。

2 1の特例の措置を受けようとする場合の手続は、次に定めるとおりとする。

(1) 農業者団体等は、事前に農地が所在する市町村と協議を行った上で、要綱別紙第2の2の実施状況の報告を行う際に様式第12号を添付して市町村長に提出するものとする。なお、事業実施期間中であり、かつ、実施状況の報告を行った後に自然災害が発生した場合は、農業者団体等は速やかに市町村長に報告を行うものとし、当該報告以後の手続は、(2)から(5)までの規定に準じて行われるものとする。

(2) (1)の提出を受けた市町村長は、これを実施状況の報告に添付し、都道府県知事に対して自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的な意見を求めることとする。

(3) (2)により意見照会を受けた都道府県知事は、以下の特例措置の適用に関する基準に係る技術的な意見を付して、地方農政局長等に対し、協議するものとする(様式第13号)。

ア 自然災害により取組の継続が困難な状況であることについて、近隣地域で同種の取組を行っている農業者においても同様であると認められること又は市町村等の第三者による確認が行われていること。

イ 都道府県から当該災害に係る被害額や当該災害に対応した技術指針等が公表又は周知されていること。

(4) 地方農政局長等は、(3)により協議のあった特例の適用について、その内容が適切であると認められる場合には、都道府県知事に通知するものとする。

(5) 都道府県知事は、(4)の結果を踏まえて、実施状況の報告に対する確認結果と併せて市町村長に報告するものとする。

(別記 8)

中山間地及び指定棚田地域の対象地域について

中山間地は、次の 1 から 9 までのいずれかに該当する地域とし、指定棚田地域は、次の 10 に該当する地域とする。

- 1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- 2 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条第 1 項(同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項(同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村(同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村(同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- 4 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- 5 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- 6 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 号に規定する沖縄
- 7 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島
- 8 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
- 9 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域(地域区分は旧市町村単位とする。)
- 10 棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域

別表 1 水田からのメタン排出削減対策に資する取組の特例

都道府県	取組の内容	備考
北海道	稲わらの秋搬出	稲わら由来有機物相当の堆肥の施用
山形県	稲わら腐熟促進資材の施用	

別表 2 地域特認取組

都道府県	取組の内容	対象作物	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
福井県	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培の実施	水稻	8,400 円
	総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培の実施	そば	2,800 円
三重県	畦畔の機械除草及び化学肥料・化学合成農薬不使用栽培	大豆	5,000 円
滋賀県	樹脂製の被膜を用いない緩効性肥料の利用及び長期中干し	水稻（飼料作物を除く）	4,000 円
	殺虫殺菌剤及び化学肥料を使用しない栽培	水稻（飼料作物を除く）	6,000 円

別表3 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

対象地域	対象作物	化学合成農薬 の低減割合	備 考
青森県	りんご	3割	露地栽培に限る。
岩手県	なし	3割	露地栽培に限る。
	西洋なし	3割	露地栽培に限る。
	おうとう	4割	雨よけ栽培に限る。
山形県	なし	3割	露地栽培に限る。
	西洋なし	3割	露地栽培に限る。
	おうとう	4割	雨よけ栽培に限る。
福島県	りんご	3割	露地栽培に限る。
	なし	3割	露地栽培に限る。
	西洋なし	3割	露地栽培に限る。
	もも	3割	露地栽培に限る。
栃木県	ぶどう	3割	露地栽培の巨峰系4倍体品種に限る。
千葉県	なし	3割	清耕栽培、草生栽培
石川県	なし	3割	露地栽培に限る。
山梨県	もも	3割	露地栽培に限る。
	すもも	3割	露地栽培に限る。
	ぶどう	3割	露地栽培の巨峰系4倍体品種及びシャインマスカット系2倍体品種に限る。
長野県	りんご	3割	露地栽培に限る。
	なし	3割	露地栽培に限る。
	西洋なし	3割	露地栽培に限る。
	もも	3割	露地栽培に限る。
	すもも	3割	露地栽培に限る。
	ぶどう	3割	露地栽培の巨峰系4倍体品種に限る。
	おうとう	4割	露地栽培及び雨よけ栽培に限る。
愛知県	もも	3割	露地栽培に限る。
三重県	なし	3割	露地栽培に限る。
奈良県	なし	3割	露地栽培に限る。
和歌山県	もも	3割	露地栽培に限る。
鳥取県	なし	3割	露地栽培に限る。
岡山県	もも	3割	露地栽培に限る。
	ぶどう	3割	露地栽培の巨峰系4倍体品種に限る。
			加温、無加温、簡易被覆栽培の、ピオーネ、巨峰系4倍体、2倍体及び3倍体米国系（無核栽培）、シャインマスカット、2倍体欧州系品種（無核栽培）に限る。
			加温、無加温栽培の、マスカット・オブ・アレキサンドリア及び有核栽培品種に限る。

佐賀県	なし	3割	露地栽培に限る。
	ぶどう	3割	露地栽培の巨峰系4倍体品種に限る。
熊本県	なし	3割	露地栽培に限る。

(様式第 1 号)

年 月 日

〇〇市町村長 殿

組織名又は氏名

代表者氏名
(法人又は組織のみ)

〇〇年度 有機農業の取組に係る
農場管理シート・現地確認チェックリストの届出書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の第8の1の（2）に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

1. 農場管理シート・現地確認チェックリスト （添付様式1）

(添付様式1)

農場管理シート

- ① 現地確認を受ける農業者が記入すること。

② □がある項目については、該当する項目の□に■又は✓を記入すること。

③ 炭素貯留効果の高い有機農業の取組(加算措置)を実施する場合は、別途、生産記録等を提出すること。
- ④ 取組拡大加算を実施する場合は、「指導を受ける農業者」が本様式において主に指導を行う農業者、主な指導予定内容を記入すること

⑤ 必要に応じて行を追加すること。

団体名:

氏 名:

☐ 取組拡大加算の実施

主に指導を行う農業者の氏名:

主な指導予定内容:

1 農場管理

(1)ほ場(必須)

ほ場名	所在地	面積(a)	作物名	区分 (開始時期)	緩衝帯設置 の有無	水管理実施 の有無 (水稲のみ)	収穫 予定時期

- ※1 ほ場1筆ごとの状態が把握できる地図を添付すること。
- ※2 同一ほ場であっても、使用資材等の管理が異なるほ場は個別に記載すること。その場合、所在地はすべて同じ記載とすることができる。
- ※3 区分には「有機」又は「転換期間中」と記載する。

(2)使用肥料及び土壌改良資材(使用した場合のみ記載)

資材等の名称		製造者名等	使用目的	使用時期	備考
①堆肥	(堆肥の原材料)				
②肥料					
③土壌改良資材					

現地確認
チェックリスト
との対応項目
農場管理シートと
現地確認チェック
リストとの対応を
以下に示す。

チェック項目①
使用肥料及び
土壌改良資材

(3)使用農薬(使用した場合のみ記載)

農薬名(剤型等、商品名)	製造者名等	使用目的	使用時期	備考



チェック項目①
使用農薬

(4)有害動植物の防除(必須)

- ☐ 耕種的防除(適地適作の作物や品種の選定、健全種苗の利用、耕起・中耕、被覆植物の利用等)
- ☐ 物理的防除(種子の比重選、光線の遮断、誘蛾灯・防蛾灯の利用、防虫用ネット・粘着トラップの利用、人力又は機械的な除草等)
- ☐ 生物的防除(拮抗微生物の利用、捕食性及び寄生性天敵の利用等)



チェック項目②
有害病害虫防除

(5)使用種苗(必須)

作物名	種・苗の別	入手方法	購入先	種苗の種類	使用農薬名	有機種苗の入手困難な理由	備考



チェック項目③
使用種苗

(6)周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないような措置

①緩衝帯の設置(必須)

具体的な措置内容	近隣ほ場との隔離距離(m)	備考

②水管理(水稻取組ほ場のみ記載)

具体的な措置内容	備考

③機械・器具(使用した場合のみ記載)

機械・器具名	有機専用 慣行併用	個人使用 共同使用	保管場所	洗浄方法	備考

(7)組換えDNA技術の利用(必須)

☐ 組換えDNA技術を利用しない。

(8)放射線照射(必須)

☐ 放射線照射を行わない。

2 誓約 (必須)

☐ 有機農業を継続的に実施します。

※ 同一ほ場における転換期間中の支援は1度(2年又は3年)となる。転換期間は多年生の植物から収穫される農産物にあつては3年間、それ以外の農産物にあつては2年間となる。
コーデックスガイドラインにおいて、「有機農産物生産への転換中の区域は、転換済みの区域と同様に、有機農法と慣行農法を交互に行つてはならない(交互に切り替えてはならない)。」と規定されている。

チェック項目④
周辺から
使用禁止資材が
飛来又は流入
しないような措置

チェック項目⑤
組換えDNA技術
の利用

チェック項目⑥
放射線照射の利用

(別添)

ほ場地図

氏 名: _____

以下は、現地確認実施時に記載すること。

現地確認チェックリスト ☐ 【抽出検査の対象外のため、以下を省略する。】

- ① 現地確認を実施する者が記入すること。
- ② ☐ がある項目については、該当するものに☐に☒又は☒を記入すること。
- ③ 農場管理シートに記載された内容を確認し、本シートにその結果を記載すること。
- ④ 農場管理シートの「2 誓約」の☐に☒又は☒が記入されていることを確認した上で、現地確認を実施すること。

チェック項目①【農場管理シート1(2)、(3)]を確認

多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては播種又は植付け前2年以上、使用禁止資材を使用していないか。

- ☐ 使用禁止資材を使用していない
- ☐ 使用禁止資材を使用している

「使用している」場合は右の質問へ

- 使用禁止資材を使用している場合、理由を選択すること。
 - ☐ 都道府県より発生予察事業における警報が発令されたため
 - ☐ その他()

チェック項目②【農場管理シート1(4)]を確認

有害動植物の防除を適切に実施しているか。

- ☐ 実施している
- ☐ 実施していない

「実施している」場合は右の質問へ

- 実施している場合、該当する技術名を選択すること。
 - ☐ 耕種的防除(適地適作の作物や品種の選定、健全種苗の利用、耕起・中耕、被覆植物の利用等)
 - ☐ 物理的防除(種子の比重選、光線の遮断、誘蛾灯・防蛾灯の利用、防虫用ネット・粘着トラップの利用、人力又は機械的な除草等)
 - ☐ 生物的防除(拮抗微生物の利用、捕食性及び寄生性天敵の利用等)

チェック項目③【農場管理シート1(5)]を確認

使用禁止資材を使用しない等、有機栽培由来の種子、苗等を使用しているか。

- ☐ 使用している
- ☐ 使用していない

「使用していない」場合は右の質問へ

- 使用していない場合、該当する理由を選択すること。
 - ☐ 有機種苗の販売がない又は価格が著しく高いため
 - ☐ 品種の維持更新のため

チェック項目④【農場管理シート(6)]を確認

周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じているか。

- ☐ 講じている
- ☐ 講じていない

チェック項目⑤【農場管理シート(7)]を確認

組換えDNA技術を利用しているか。

- ☐ 利用していない
- ☐ 利用している

チェック項目⑥【農場管理シート(8)]を確認

放射線照射を行っているか。

- ☐ 行っていない
- ☐ 行っている

自由記載欄(取組が適切に実施されているかどうかを判断できない場合、該当項目及びその理由を記載すること。)

☐ 上記記載事項に相違ありません。
日付: 年 月 日
現地確認を受けた農業者:

☐ 上記記載事項に相違ありません。
日付: 年 月 日
現地確認を実施した者:

(様式第2号)

番 年 月 号 日

〔各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県知事

環境保全型農業直接支払交付金に係る
メタン排出削減対策に資する取組の承認申請書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の別記1の1に基づき、下記のとおり申請する。

記

1. メタン排出削減対策の名称及び技術的な内容
2. メタン排出削減対策の対象地域
3. メタン排出削減対策の効果
4. メタン排出削減対策の普及の実態
5. メタン排出削減対策に係る要件等（添付様式2）
 - （1）対策に係る要件
 - （2）市町村による実施確認内容
 - （3）保管する証拠書類
 - （4）その他特記すべき事項

<施行注意>

〔 〕内は、各地方農政局管内の都府県にあつては各地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(添付様式2)

メタン排出削減対策に係る要件等

1. 申請するメタン排出削減対策に係る要件等

対策に係る要件	市町村による実施確認内容	
	確認項目	実施確認の方法

2. 保管する証拠書類

3. その他特記すべき事項

(様式第3号)

番 年 月 号 日

〔各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県知事

**環境保全型農業直接支払交付金に係る
都道府県知事が特に必要と認める取組の承認申請書**

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の別記2の1に基づき、下記のとおり申請する。

記

1. 地域特認取組の名称及び技術的な内容
2. 地域特認取組の対象地域及び対象作物
3. 地域特認取組の地球温暖化防止効果等環境保全効果
4. 地域特認取組の実施に伴う追加的な経費など農業経営への影響及びこれを踏まえた交付単価の案
5. 地域特認取組の普及の実態
6. 地域特認取組に係る支援要件等
 - (1) 支援要件
 - (2) 市町村による実施確認内容
 - (3) 保管する証拠書類
 - (4) その他特記すべき事項

<施行注意>

[] 内は、各地方農政局管内の都府県にあっては各地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

〔 各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

殿

〇〇都道府県知事

環境保全型農業直接支払交付金に係る 低減割合の特例の承認申請書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の別記3の第2の1に基づき、下記関係書類を添えて申請する。

記

1. 低減割合の特例の承認申請書 （添付様式4）

<施行注意>

〔 〕内は、各地方農政局管内の都府県にあっては各地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(添付様式4)

低減割合の特例の承認申請書

〇〇都道府県

1 低減割合の特例を要望する作物及び対象地域

作物	
対象地域	

2 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減した生産の実態

取組面積	ha
------	----

3 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減することが困難な技術的理由

--

4 代替技術の導入可能性の技術的な検証結果

代替技術	技術的な検証結果

5 現行の代替技術により化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系並びにその低減割合

(1) 現行の代替技術により化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系
(添付様式4別添)

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系における低減割合及び取組面積

	慣行レベル(①)	最大限低減した場合の使用量(②)	低減割合 (1-②/①)×100	左記の低減割合 での取組面積
化学肥料	(kgN/10a)	(kgN/10a)	%	ha
化学合成農薬	(成分回数)	(成分回数)	%	ha

(添付様式4別添)

現行の代替技術により化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系

都道府県名 _____

作物名 _____

作型等 _____

＜土づくり・施肥＞

時期	生育ステージ等	慣行栽培	最大限低減した技術体系	化学肥料の施用量をさらに減少させた場合の影響 (注1)
化学肥料由来の窒素成分量				

(注1) それぞれの化学肥料について、施用量をさらに減少させた場合、収量や品質にどのような影響があるかを記述すること。(著しい影響があることをできるだけ定量的に示すこと。)

＜防除＞

時期	生育ステージ	主な対象病害虫	慣行栽培	最大限低減した技術体系 (基幹的防除に○をつける)	化学合成農薬を施用しない場合の影響 (注2)
化学合成農薬の使用成分回数					

(注2) 「最大限低減した技術体系」のそれぞれの化学合成農薬について、常に欠くことのできない基幹的なものかどうか、使用を取りやめた場合、どのような影響があるかを記述すること。
(収量・品質等に著しい影響があることや、地域の病害虫の蔓延を招くおそれがあることなどできるだけ具体的に記述すること。)

(様式第5号)

番 年 月 号 日

〔各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県知事

**環境保全型農業直接支払交付金に係る
地域独自要件の設定（変更又は廃止）の届出**

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の第4の3に基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

記

1. 地域独自要件の設定（変更又は廃止）の届出 （添付様式5）

＜施行注意＞

- 1 変更又は廃止を申請する際は、「地域独自要件の設定の届出」を「地域独自要件の変更の届出」又は「地域独自要件の廃止の届出」に書換えるものとする。
- 2 [] 内は、各地方農政局管内の都府県にあっては各地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(添付様式5)

地域独自要件の設定(変更又は廃止)の届出

〇〇都道府県

地域独自要件の内容	地域独自要件を 設定(変更又は廃止)する理由	地域独自要件の 妥当性 (注1)	
		ア	イ

- (注1) 各地域独自要件について、下表のア及びイの条件を満たしているかどうかの確認を行い、条件を満たしている場合は、それぞれア及びイの欄に「○」を付けること。
- (注2) 変更の届出の場合は、変更内容を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

〇地域独自要件の設定の条件

ア	地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全の推進に資するものであること
イ	事業の趣旨・目的との整合が図られており、かつ、事業の効果を損なわないものであること

(様式第 6 号)

番 年 月 号 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の届出について

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年 4 月 1 日付け22生産第10954号生産局長通知）の第 8 の 3 の（2）に基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

記

1. 事業計画
2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
（環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（注）関係書類として共通様式第 3 号（別紙）の営農活動計画書に準じた営農活動変更計画書を作成すること。

(様式第7号)

〇〇市町村長 殿

年 月 日

組織名
代表者名

〇〇年度 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)の第8の4の(1)のアに基づき、〇〇年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

☐ 報告内容は全て実施済みである

☐ 報告内容は見込みのものも含まれる

(注1)該当する項目の□に■を入れること。

(注2)関係書類として共通様式第3号(別紙)の営農活動計画書に準じた営農活動実施状況報告書を作成すること。

(様式第 8 号)

番 年 月 日

組織名
代表者名 殿

〇〇市町村長

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認結果通知書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年 4 月 1 日付け22生産第10954号生産局長通知）の第 8 の 5 の（1）のウに基づき、実施状況の確認結果を下記のとおり通知する。

記

1. 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の確認結果

対象活動	確認後面積	交付見込額	交付単価
堆肥の施用の取組	a	円	円/10a
緑肥の施用の取組	a	円	円/10a
炭の投入の取組	a	円	円/10a
総合防除の取組	a	円	円/10a
有機農業の取組	a	円	円/10a
（地域特認取組名）	a	円	円/10a
合計	a	円	

対象活動	確認後面積	交付見込額	交付単価
取組拡大加算	a	円	円/10a

- ☐ 対象活動を全て実施済みであり、かつ実施状況報告書（様式第 7 号）どおりであることを確認したことから、営農活動実績報告書（共通様式第 6 号又は様式第11号）の提出を省略することができる。
- ☐ 実施状況報告書（様式第 7 号）を見込みで報告していることから、4 月末日までに営農活動実績報告書（共通様式第 6 号又は様式第11号）を提出すること。
- ☐ 実施状況報告書（様式第 7 号）における実施面積から面積が減少していることを確認したことから、4 月末日までに営農活動実績報告書（共通様式第 6 号又は様式第11号）を提出すること。

（注）該当する項目の□に■を入れる。

2. 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の確認内容 （添付様式 8）

〈施行注意〉

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の確認結果は、必要に応じて行を追加すること。

(添付様式8)

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況の確認内容

組織名

対象取組 (内容)	化学肥料及び化学 合成農薬を5割以上 低減する活動 (作物名)	不履行になった面積 (a)	理由

(様式第9号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況(実施結果)報告書

農業者の組織する団体等の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行った(実施結果及び交付金の交付実績を取りまとめた)ので、環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第8の6の(1)(第13の2)に基づき、報告する。

記

1. 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(実施結果)整理表(別紙1及び2)

〈施行注意〉

実施結果の報告の際は、「実施状況報告書」を「実施結果報告書」、「実施状況について確認を行った」を「実施結果及び交付金の交付実績を取りまとめた」、「第8の6の(1)」を「第13の2」、「実施状況整理表」を「実施結果整理表」に置き換えるものとする。

(別紙1)

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(実施結果)整理表(実施面積)

〇〇年度

市町村名	組織名 又は氏名	支援対象 農業者数 (名)	対象活動の実施面積(a)							取組 拡大加算 の実施面積 (a)	備考
			合計	堆肥の施用 の取組	緑肥の施用 の取組	炭の投入 の取組	総合防除 の取組	有機農業 の取組	(地域特認 取組名)		
合計											

(注1)(地域特認取組名)には地域特認取組名を記入することとし、必要に応じて列を追加すること。

(注2)取組拡大加算の実施面積は、対象活動の実施面積の合計に含めないこと。

〈施行注意〉

実施結果の報告の際は、「実施状況」を「実施結果」に置き換えるものとする。

(別紙2)

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(実施結果)整理表(交付額)

〇〇年度

市町村名	組織名 又は氏名	支援対象 農業者数 (名)	交付見込額(交付実績額)(市町村負担額)(円)								備考
			合計	堆肥の施用 の取組	緑肥の施用 の取組	炭の投入 の取組	総合防除 の取組	有機農業 の取組	(地域特認 取組名)	取組拡大 加算	
合計											

(注1) (地域特認取組名)には地域特認取組名を記入することとし、必要に応じて列を追加すること。

(注2) 交付見込額(交付実績額)には、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち市町村負担分の交付額を記載すること。

〈施行注意〉
実施結果の報告の際は、「実施状況」を「実施結果」、「交付見込額」を「交付実績額」に置き換えるものとする。

(様式第10号)

番 年 月 日
号

〔各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県知事

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況（実施結果） 取りまとめ報告書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）第8の6の（2）（第13の3）に基づき、農業者の組織する団体等の実施状況（実施結果）を取りまとめたので、下記関係資料を添えて報告する。

記

1. 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況（実施結果）取りまとめ整理表（別紙1及び2）

〈施行注意〉

1 実施結果の報告の際は、「実施状況取りまとめ報告書」を「実施結果取りまとめ報告書」、「第8の6の（2）」を「第13の3」、「実施状況取りまとめ整理表」を「実施結果取りまとめ整理表」に置き換えるものとする。

2 [] 内は、各地方農政局管内の都府県にあっては各地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(別紙1)

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(実施結果)取りまとめ整理表(実施面積)

〇〇年度

都道府県名	市町村名	合計	取組件数		合計	対象活動の実施面積(a)						取組 拡大加算 の実施面積 (a)	備考
			農業者の 組織する団体	個人		堆肥の施用 の取組	緑肥の施用 の取組	炭の投入 の取組	総合防除 の取組	有機農業 の取組	(地域特認 取組名)		
合計													

(注1)(地域特認取組名)には地域特認取組名を記入することとし、必要に応じて列を追加すること。

(注2)取組拡大加算の実施面積は、対象活動の実施面積の合計に含めないこと。

〈施行注意〉

実施結果の報告の際は、「実施状況」を「実施結果」に置き換えるものとする。

(別紙2)
環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(実施結果)取りまとめ整理表(交付額)

〇〇年度

都道府県名	市町村名	取組件数		交付見込額(交付実績額)(円)																												備考
				合計	堆肥の施用の取組			緑肥の施用の取組			炭の投入の取組			総合防除の取組			有機農業の取組			(地域特認取組名)			取組拡大加算									
		農業者の組織する団体	個人		国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	
合計																																

(注1)(地域特認取組名)には地域特認取組名を記入することとし、必要に応じて列を追加すること。
(注2)交付見込額(交付実績額)には、国の交付金、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち都道府県負担分及び市町村負担分の交付額を記載すること。

〈施行注意〉
実施結果の報告の際は、「実施状況」を「実施結果」、「交付見込額」を「交付実績額」に置き換えるものとする。

(様式第11号)

〇〇市町村長 殿

年 月 日

組織名
代表者名

〇〇年度 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)の第13の1に基づき、〇〇年度の環境保全型農業直接支払交付金の活動実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績

〇〇年度の環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について報告します。

- ☐ 実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため共通様式第3号(別紙)を省略し生産記録等のみを提出します。
- ☐ 実施状況報告書から変更があったので共通様式第3号(別紙)のとおり報告します。

(注1)該当する項目の□に■を入れる。

(注2)関係書類として共通様式第3号(別紙)の営農活動計画書に準じた営農活動実績報告書を作成すること。

(様式第12号)

年 月 日

市町村長 殿

組織名又は氏名

代表者氏名（法人又は組織のみ）

対象活動の履行が困難である旨の理由書

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の別記7の2の（1）に基づき、下記のとおり提出する。

記

1. 対象活動の履行が困難となった場合及びその内容 （別紙）

(別紙)

対象活動の履行が困難となったほ場及びその内容

組織名又は氏名

[illegible]

(様式第13号)

番 号
年 月 日

〔各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県知事

自然災害の発生による特例措置の適用に係る協議

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）別記7の2の（3）に基づき、下記関係書類を添えて、次のとおり協議する。

記

1. 自然災害の発生による特例措置の適用に係る意見書（添付様式13）

（添付書類） 対象活動の履行が困難である旨の理由書
（農業者の組織する団体等からの提出書類）

<施行注意>

〔 〕内は、各地方農政局管内の都府県にあつては各地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(添付様式13)

自然災害の発生による特例措置の適用に係る意見書

農業者団体 もしくは氏名	構成員名 (農業者団体の場合)	ほ場所在地	基準を満たしているか どうかの判定 (注1)		特例適用の 可否 (注2)	備考
			ア	イ		

取組の履行の判定にあたり、下表の判定基準のア及びイを満たしている場合は、それぞれの欄に○を付けること。

取組が行われたものとみなすことができると判断する場合は、「可」を付けること。

判定基準

ア	近隣地域で同種の取組を行っている農業者についても、取組の継続が困難な状況になっているかどうか。
イ	自然災害に対応して、都道府県から被害額や災害に対応した技術指針等が公表されているかどうか。

(様式第14号)

番 年 月 日 号

〔各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇都道府県知事

炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に係る
堆肥施用量等の（変更又は廃止）届出

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）の第4の1の（1）のイに基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

記

1. 堆肥の施用量、交付単価等の設定（変更又は廃止）の届出 （添付様式14）

<施行注意>

- 1 変更又は廃止を申請する際は、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に係る堆肥施用量等の届出」を「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に係る堆肥施用量等の変更の届出」又は「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に係る堆肥施用量等の廃止の届出」に書換えるものとする。
- 2 [] 内は、各地方農政局管内の都府県にあつては各地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(添付様式14)

堆肥の施用量、交付単価等の設定(変更又は廃止)の届出

〇〇都道府県

作物 (品目)	堆肥の種類	設定した施用量 (t/10a)	国の交付金の 10a当たりの 交付単価 (円/10a)	国の交付金と一体的 に地方公共団体が 交付する交付金を 加えた交付金の 10a当たりの単価 (円/10a)	備考

(注1) 支援の対象とするすべての施用量、交付単価を記載すること。

(注2) 変更又は廃止の届出の場合は、「変更」又は「廃止」を備考欄に記載すること。

(注3) 変更の届出の場合は、変更内容を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第15号)

〇〇市町村長 殿

年 月 日
組織名又は法人名：

氏名(法人の場合は代表者名)

住所

連絡先

環境負荷低減のチェックシート

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知）第8の4の（1）のウに基づき以下のとおり、環境負荷低減のチェックシートについて、報告します。

	実施状況	（1）適正な施肥	翌年度 取組計画
1	☐	肥料の適正な保管	☐
2	☐	肥料の使用状況等の記録・保存	☐
3	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計 （簡易土壌診断、前作の収量等）	☐
4	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討 （堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等）	☐

	実施状況	（2）適正な防除	翌年度 取組計画
5	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 （健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等）	☐
6	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 （発生予察情報の活用による防除等）	☐
7	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除 （物理防除・生物防除の活用等）	☐
8	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
9	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	実施状況	（3）エネルギーの節減	翌年度 取組計画
10	☐	農業機械、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	☐
11	☐	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 （省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果 ガス削減、ほ場への炭素貯留等）	☐

	実施状況	（4）悪臭及び害虫の発生防止	翌年度 取組計画
12	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	実施状況	（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	翌年度 取組計画
13	☐	廃棄物の削減や適正な処理（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や 廃棄の際の処分の適正化）	☐

	実施状況	（6）生物多様性への悪影響の防止	翌年度 取組計画
14	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 （発生予察情報の活用による防除等）（再掲）	☐
15	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除 （物理防除・生物防除の活用等）（再掲）	☐

	実施状況	（7）環境関係法令の遵守等	翌年度 取組計画
16	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
17	☐	関係法令の遵守	☐
18	☐	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 （定期メンテナンス、点検記録作成等）	☐
19	☐	正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 （作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法 確認等）	☐

翌年度、当該事業を取り組まない

☐

（注1）農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（注2）翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

（注3）翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に／（斜線）を記入し、「翌年度、当該事業を取り組まない」の□欄に✓を記入してください。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞ ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。	確認しました→ ☐
---	----------------------------------

年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

(共通様式第2号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画

年 月 日

組織名

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

2. 目標

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
☐	法第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
☐	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

2) 活動の内容

イ イの活動

ロ ロの活動

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

③ 3号事業

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容

2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

4 農業者団体等の構成員に係る事項

<施行注意>

記入内容が共通様式第3号と同様の場合は、「2(1)② 実施区域」、「2(2)③ 1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容」、「2(2)③ 2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することができる。

(共通様式第3号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(フリガナ) 組織名	()
(フリガナ) 代表者氏名	()
(フリガナ) 所在地	()

I.	地区の概要(共通)
----	-----------

<活動の計画>

☐	Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)	別紙○
☐	Ⅲ. 2号事業(中山間地域等直接支払)	別紙○
☐	Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)	別紙○
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙○

(注)該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に()内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書もしくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
☐ 農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度
☐ 資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度
☐ 資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度
☐ 中山間地域等 直接支払	年度	年度	年	年度	年度
☐ 環境保全型農業 直接支払	年度	年度	年	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 ※1									計	解消する 遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限	
	田		畑		草地		採草放牧地					
☐ 多面支払	a		a		a				a	a	円	
☐ 中山間直払	a		a		a		a		a	a	円	
	傾斜		傾斜		傾斜		傾斜					
取組 面積	☐ 環境直払 ※2										a	円

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。
※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
	うち、施設の長寿命化の対象施設	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧 別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振2255号)別記6-1に係る「参加同意書」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直接支払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

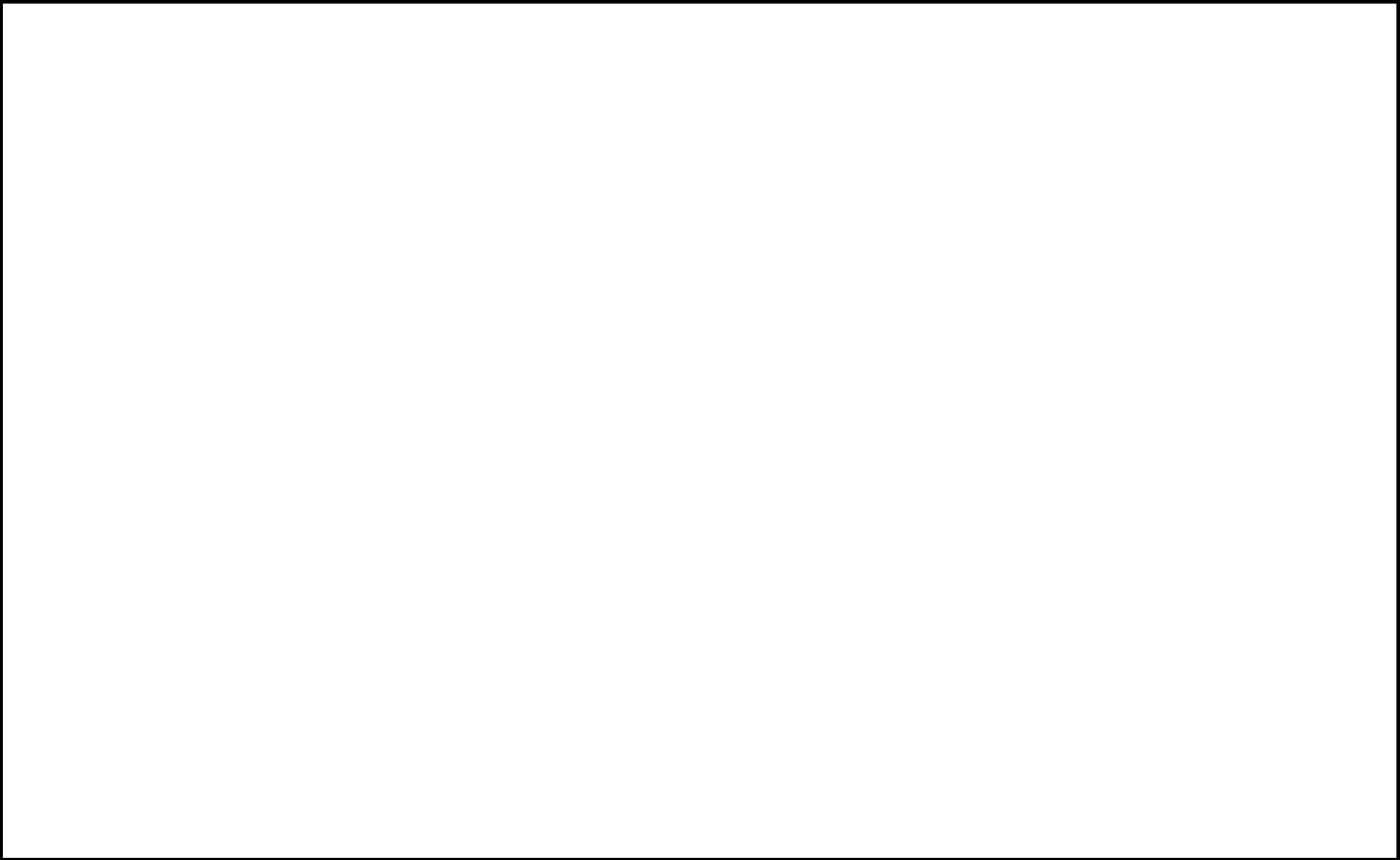
<施行注意>
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

(別添1)

実施区域位置図

組織名称:

- ☐ 1号事業(多面支払)
- ☐ 2号事業(中山間直払)
- ☐ 3号事業(環境直払)



構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払			中山間地域等 直接支払			環境保全型農業直接支払				
			分類 番号	備考 活動 支援 班員	分類 番号	年齢分類 記号	他の市町村で環境保全型 農業直接支払を実施して いる場合は、その市町村 名を全て記載	みどり認定					
								認定 済	申請中 又は 申請予定	申請 予定 無し			



多面的機能支払分類番号リスト

農 業 者	個人として 参加	1	農業者個人
	団体として 参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農 業 者 以 外	個人として 参加	5	農業者以外個人
	団体として 参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農 業 者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
法 人	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
農 業 生 産 組 織	I	その他の組織
	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
そ の 他	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

- 注 1 : 「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。
- 注 2 : 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。
- 注 3 : 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。
- 注 4 : 中山間地域等直接支払の場合には、「分類番号」を分類記号リストのA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。
また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。
この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式第4号別紙様式5）の作成は不要。
- 注 5 : 他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。
- 注 6 : 「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についていずれかに○をすること。
- 注 7 : 「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

(別紙)

環境保全型農業直接支払交付金

(3号事業様式)

- ☐ 営農活動計画書
- ☐ 営農活動変更計画書
- ☐ 営農活動実施状況報告書
- ☐ 営農活動実績報告書

(注1) 該当する項目の□に■を入れること。

(注2) 認定を受けた計画の内容から変更があるときは、営農活動計画書に変更箇所を加筆修正して提出すること。(二段書きとし、修正前を括弧書で上段に記載)

Ⅳ.3号事業(環境保全型農業直接支払)

1 自然環境の保全に資する農業の生産方式

区域内の農地において以下の取組を行う。

- ☐ 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と炭素貯留効果の高い堆肥の施用を組み合わせた取組(堆肥の施用の取組)
- ☐ 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と緑肥の施用を組み合わせた取組(緑肥の施用の取組)
- ☐ 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と炭の投入を組み合わせた取組(炭の投入の取組)
- ☐ 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と総合防除を組み合わせた取組(総合防除の取組)
- ☐ 有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)
- ☐ (都道府県知事が特に必要と認める取組 ※地域特認取組名を記載)

(注1)該当する取組内容の口に■を入れる。

(注2)複数の地域特認取組に取り組む場合は行を追加すること。

2 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施時期

(1)〇〇年度

対象取組		化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する活動		備考
取組の内容	実施時期	作物名	栽培時期	

(注1) 備考欄は、化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例を活用する場合、その低減割合を記入すること。

(注2) 有機農業の取組の場合、対象取組の実施時期は主作物の栽培時期を記入すること。

(注3) 有機農業の取組を実施するにあたり、併せて取組拡大加算を実施する場合は、備考欄に「取組拡大加算実施:指導を受ける農業者氏名」を記載すること

(注4) 実施年度によって対象取組等が異なる場合は、年度別に作成すること。

(注5) 必要に応じて欄を追加すること。

3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容(いずれか1項目以上を実施)

活動内容	実施時期
○ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動	
☐ ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	
☐ ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	
☐ ③ 先駆的農業者等による技術指導	
☐ ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	
☐ ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	
○ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動	
☐ ⑥ 地域住民との交流会(田植えや収穫等の農作業体験等)の開催	
☐ ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	
○ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動	
☐ ⑧ 耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	
☐ ⑨ 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施(農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。)	
☐ ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	
☐ ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合	
☐ ⑫ その他()	

(注)該当する活動内容の□に■を入れる。

4 交付金額

(1)〇〇年度

対象活動	取組面積	交付単価	年当たり交付金額上限
堆肥の施用の取組	a	円/10a	円
緑肥の施用の取組	a	円/10a	円
炭の投入の取組	a	円/10a	円
総合防除の取組	a	円/10a	円
有機農業の取組	a	円/10a	円
(地域特認取組名)	a	円/10a	円
合計	a		円

対象活動	取組面積	交付単価	年当たり交付金額上限
取組拡大加算	a	円/10a	円

☐ 取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域

(注1)「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」において、
「⑨ 中山間地及び指定棚田地域において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施」に取り組む場合は、取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域であることを確認の上、□に■を入れること
(実施年度によって取組面積が異なる場合は、年度別に記載すること。)

(注2)実施面積は、対象活動別(同一の対象活動であっても、単価毎)に合計して、a未満を切り捨てた値を記載すること。

(注3)実施年度によって取組面積が異なる場合は、年度別に作成すること。

(注4)取組拡大加算の実施面積は、他の対象活動と記入欄を別にすること。

(注5)(地域特認取組名)には地域特認取組名を記載すること。

(注6)交付単価を複数定めている対象活動を実施した場合など、必要に応じて行を追加すること。

<添付書類>

(1)農業者の組織する団体の場合

・規約

(2)実施要領第1の2の(2)農業者の場合

・複数の農業者で構成されていることが分かる書類

(3)確認書類(実施状況報告、実績報告時に提出)

・生産記録

・土壌診断結果書類の写し(堆肥の施用の取組及び炭素貯留効果の高い有機農業の取組を実施した場合)

・資材証明書等の写し(総合防除(天敵等生物農薬を利用した場合)又は有機農業の取組を実施した場合)

・環境負荷低減のチェックシート

・その他、地方農政局長等、都道府県知事又は市町村長が求める書類

・また、構成員別実施面積(別添)を添付すること。

(別添)

自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動の実施面積

組織名 _____

1. 構成員別実施面積

氏名	対象取組 (内容)	化学肥料及び化学合成 農薬を5割以上低減す る活動(作物名)	実施面積 (a)	備考
合計(a)				

2. 構成員別実施面積(うち取組拡大加算)

氏名		実施面積 (a)	指導を受けた内容
指導を受けた者	主に指導を実施した者		
合計(a)			

(注1)生産者別、対象取組別に記載すること。

(注2)必要に応じて行を追加すること。

(共通様式第4号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称
代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき認定する。

<施行注意>

- 1 1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。
- 2 多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請についてをもって」を「◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請についてをもって」とし、「第7条第5項」を「第8条第4項において準用する同法第7条第5項」とする。

年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 ☐ 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

（注：変更する書類のみ添付する。）

〇〇〇〇市町村長 殿

	報告年月日	年 月 日
名 称		
代表者氏名		

〇〇 年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
の提出(報告)について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1 〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

(環境負荷低減への支援を受ける場合)

- ☐ 実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。
- ☐ 実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙を省略し生産記録等のみを提出します。
- ☐ 実施状況報告書から変更があったので別紙のとおり報告します。

(注1)該当する項目の□に■を入れる。
(注2)実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。
(注3)特定事業実施者の場合、「(別添)多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

2 〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

- 環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。
- ☐ 実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため共通様式第3号(別紙)を省略し生産記録等のみを提出します。
 - ☐ 実施状況報告書から変更があったので共通様式第3号(別紙)のとおり報告します。

(注1)該当する項目の□に■を入れる。
(注2)関係書類として共通様式第3号(別紙)の営農活動計画書に準じた営農活動実績報告書を作成すること。

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇 年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書
の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知)第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の2に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 多面的機能支払実施状況確認表(別紙)
2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表(別紙)
3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果整理表(別紙1及び2)

(注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。

(別紙1)

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(実施結果)整理表(実施面積)

〇〇年度

市町村名	組織名 又は氏名	支援対象 農業者数 (名)	対象活動の実施面積(a)							取組 拡大加算 の実施面積 (a)	備考
			合計	堆肥の施用 の取組	緑肥の施用 の取組	炭の投入の 取組	総合防除の 取組	有機農業 の取組	(地域特認 取組名)		
合計											

(注1)(地域特認取組名)には地域特認取組名を記入することとし、必要に応じて列を追加すること。

(注2)取組拡大加算の実施面積は、対象活動の実施面積の合計に含めないこと。

〈施行注意〉

実施結果の報告の際は、「実施状況」を「実施結果」に置き換えるものとする。

(別紙2)

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(実施結果)整理表(交付額)

〇〇年度

市町村名	組織名 又は氏名	支援対象 農業者数 (名)	交付見込額(交付実績額)(市町村負担額)(円)								備考
			合計	堆肥の施用 の取組	緑肥の施用 の取組	炭の投入の 取組	総合防除の 取組	有機農業 の取組	(地域特認 取組名)	取組 拡大加算	
合計											

(注1) (地域特認取組名)には地域特認取組名を記入することとし、必要に応じて列を追加すること。
(注2) 交付見込額(交付実績額)には、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち市町村負担分の交付額を記載すること。

〈施行注意〉
実施結果の報告の際は、「実施状況」を「実施結果」、「交付見込額」を「交付実績額」に置き換えるものとする。

番 号
年 月 日

地方農政局長(北海道にあつては農村振興
局長(環境保全型農業直接支払交付金に
あつては北海道農政事務所長))、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長)

殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書
の提出について

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産構造改善局長通知)第16の4及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の3に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 多面的機能支払実施状況確認表(別紙)
2. 中山間地域等直接支払交付金実施状況確認表(別紙)
3. 環境保全型農業直接支払交付金の実施結果取りまとめ整理表(別紙1及び2)

(注) 1については、確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び実施状況確認チェックシートを提出すること。

(別紙1)

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況(実施結果)取りまとめ整理表(実施面積)

〇〇年度

都道府県名	市町村名	合計	取組件数		合計	対象活動の実施面積(a)						取組 拡大加算 の実施面積 (a)	備考
			農業者の 組織する団体	個人		堆肥の施用 の取組	緑肥の施用 の取組	炭の投入 の取組	総合防除 の取組	有機農業 の取組	(地域特認 取組名)		
合計													

(注1)(地域特認取組名)には地域特認取組名を記入することとし、必要に応じて列を追加すること。

(注2)取組拡大加算の実施面積は、対象活動の実施面積の合計に含めないこと。

〈施行注意〉

実施結果の報告の際は、「実施状況」を「実施結果」に置き換えるものとする。

（別紙2）

環境保全型農業直接支払交付金の実施状況（実施結果）取りまとめ整理表（交付額）

〇〇年度

都道府県名	市町村名	取組件数			交付見込額(交付実績額) (円)																											備考				
		合計			合計	堆肥の施用の取組				緑肥の施用の取組				炭の投入の取組				総合防除の取組				有機農業の取組				(地域特認取組名)				取組拡大加算						
			農業者の組織する団体	個人		国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県	市町村	合計	国	都道府県		市町村	国	都道府県	市町村
合計																																				

（注1）（地域特認取組名）には地域特認取組名を記入することとし、必要に応じて列を追加すること。
（注2）交付見込額(交付実績額)には、国の交付金、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金のうち都道府県負担分及び市町村負担分の交付額を記載すること。

（施行注意）
実施結果の報告の際は、「実施状況」を「実施結果」、「交付見込額」を「交付実績額」に置き換えるものとする。